

華南宗族の婚域について

内藤, 莞爾

<https://doi.org/10.15017/2328756>

出版情報 : 哲學年報. 26, pp.215-228, 1967-03-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



華南宗族の婚域について

内 藤 莞 爾

I

本稿で言おうとするのは、ごく簡単なことである。

華南の一族の記録によると、この一族の通婚範囲がひじょうに広い地域にわたるらしい。そしてこれは、日本農村の婚域（あるいは華南周辺の異民族の通婚圏）と比較しても、かなり対照をなすのではないか、ということである。採りあげたのは、「員山周氏族譜」（光緒重修）である。が、分析の結果をしめすまえに、この員山という村、そして周氏という一族のこと、また筆者がこれらに接することになった由来について、おおまかな点を述べておきたい。

員山村というのは、実は旧称であって、調査当時（昭和18年）は、文山と呼んでいた。海南島の首都海口市から直線距離にして南へ約10邦里、瓊山県としては、南端に位置している。瓊崖（海南島）最大の南渡江がその南を流れていて、都市との接近という点からすると、この河を距てた定安県城のほうがはるかに近い。まったく水田のなかに浮んだ集落といってよい村で、前面は、環竜塘という堀をめぐらし、背面は石垣をたんでいゝる。石垣には、械闘（他村との闘争）や匪賊の来襲に備えてか、銃眼をそなえているのも、印象的であった*。

* 民族研究所員牧野巽博士（現在、阪大教授）の助手として、筆者が海南島に渡ったのは、昭和18年夏のことであった。調査の目的は、漢民族の慣行調査といってよい性質のものであったが、さきの族譜も、この滞在中に見ることができた。なおこの一族には、族譜とは別に族田、特に学田にかんする記録が残っており、これらについては別の機会に紹介した（内藤莞爾「汝南賓興について」社会学評論第38号）。一族の構成にかんする部分は、この「汝南賓興について」でも述べておいた。

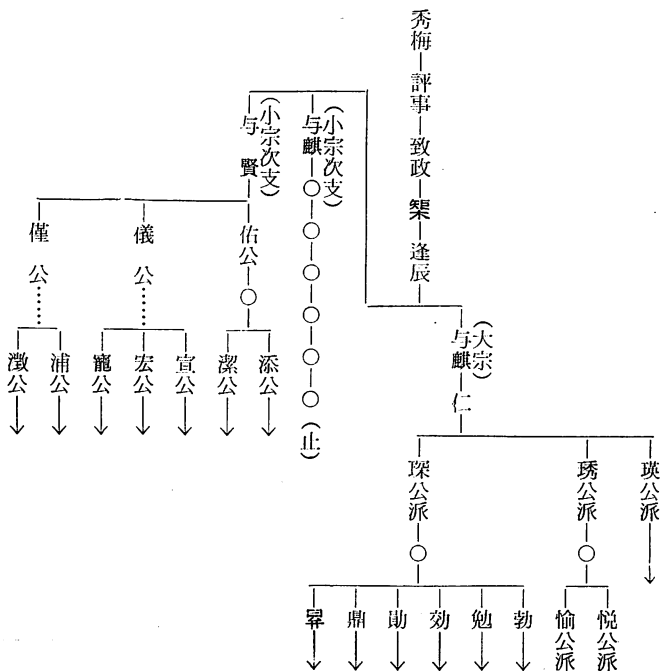
村民から聴取したところだと、文山村の戸数は約100戸、住民は約1,000人とのことである。が、良民証（帝国海軍発行）の交附されていない当時この数はかならずしも信用できない。住民は、近くの博通村から来た医者（梁氏）と中学課程を受持つ教師（馮氏）とを別とすれば、他は全部周氏である。華南に同族部落の多いことは、いろいろ報告されているけれども、ここもまず完全な同族部落といってよい。一族は、すべて農耕（稲作）にしたがい、このうちかたわら商店を営なむもの3戸を数える。行商人の入りこむことはない。米のほか、藷や豆も穫れて、剩った農産物は市集に持参して、金や物に換える。おもな交換市場は、帝国海軍の開いた新坡市であるが、ものによっては、かなり離れた仙溝市や定安县城まで出かけることもあるという。

つぎにこの一族の消長であるが、族譜によると、このようになる。

まず合祖世系録（族譜巻二）をみると、員山（文山）周氏は、秀梅という人物に創まる。かれは、閩（福建省）泉州府の人で、宋に仕えて翰林学士となった。そして宋の南渡のさい、地を避けて瓊州（海南島）に至り、念の秀梅里に住んだ。したがってその創めは、南宋の開始と同じ時期だということになる。けれどもこの秀梅里については、地点の検出はできなかった。が、いまの文山とは、あきらかに別である。さて2世評事も、宋に仕えて評事となり、訓陽に葬られ、3世致政は、洞潭に葬ったというが、これらの地点も不明である。4世渠は、文山周氏にとって特筆すべき人物で、字を用方といい、宝祐戊午の解元進士に当たっている。そしてかれのとき、はじめて員山に遷ったというから、文山周氏も、実はこの渠公を始祖とするということになる。時代は、だいたい南宋の末期である。5世の逢辰は、元に仕えて、瓊州路西峯案巡検勾当から、行省照会を奉じ、さらに屯田招諭の諸職を加えた。またのちには、屯田を管理して功があり、広西奉議州判を陞授された。幼少から慧敏で、かえってそのために族党の嫉を買い、つぶさに辛酸をなめたが、周氏の基礎を固めた点では、注目される人物だ

といてよい。

ところで周氏は、6世になって、大宗・小宗の2系に分かれ、したがって族譜も、合祖世系録をやめて、大宗世系録・小宗世系録のふたつとなる。大宗は、5世逢辰の長子与麒の系統であるが、この与麒も元に仕えて、南寧軍学正となり、定安大校学正王竹文のむすめを娶った。7世仁も、元の石山塞巡検となった。ところが大宗は、8世に至って、孔瑛・孔琇・孔琛の3兄弟があり、長子瑛公派・次子琇公派・三子琛公派の3支に分かれることになる。時代は遷って、すでに元末明初のころである。そしてこの3支のうち、次支はとくに人数が増して、10世になるに及んで、悦・愉2兄弟によって、悦公派・愉公派に分かれる。三支琛公派も、また10世に至って、勃・勉・効・勛・鼎・昇の6従兄弟によって、勃公派以下、6派を分



支した。それで以上の支派は、族譜の終わる光緒末年まで、再分岐することなく続いている（別図参照）。

これにたいして小宗は、6世与麒の弟に与麟・与賢の2人があり、これによって小宗次支・小宗三支が生まれたが、次支与麟の系統は12世になって、無子のために絶え、光緒末年まで続いているのは、三支の系統だけである。ところでこの三支は、7世にして佑公・儀公・僅公の3派を生み、9世にして長子佑公派は、さらに添公・潔公、次子儀公派は、宣公・宏公・竈公、三子僅公派は、浦公・激公の諸派を出し、族譜の終わるまで、この分脈が採用されている（別図参照）。なお聴取したところでは、文山以外にはこの一族は住んでいないとのことであるから、以上の諸支派も、だいたいこの村に住んでいると見てよいようである。

II

さて文山周氏は、光緒末年までに25世に及んでいる。もちろんこの経過世代は、各支派によってかならずしも同じではない。が、かりにこの25世を基礎数字とすると、文山周氏の1世代の幅は、平均31年ということになる。筆者は、別の機会に、蘇州范氏の「范氏家乗」によって、この一族の世代の幅を測定した*。范氏は、北宋の名臣范文正公に創まる巨族で、光緒年間までに30世に達している。そしてそのかに2,250の相続、あるいは分家がおこなわれた。それでここでは、父子（男子にかぎる）の年令差をもって「世代」と見なしたばあい、長子だけをとりと、29.33年という数字がえられる。けれども次子以下の分家を加えた総平均ということになると、32.38年ということになる。文山周氏については、こうしたくわしい分析をすることができなかった。が、以上からすると、范氏のばあいと、大差はないように推察されるのである。

それは別として、周氏の通婚関係についてである。表1のように、この

* 内藤莞爾「中国家族の世代について」（社会学評論 No. 2）

表 1 世代別婚姻数

世 代		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
婚 姻	入 嫁	1	3	3	8	16	26	35	41	34	32	29
	出 嫁	0	2	9	1	9	25	29	15	8	6	16
計		1	5	12	9	25	41	64	56	42	38	45
世 代		17	18	19	20	21	22	23	24	25	計	
婚 姻	入 嫁	25	37	65	71	110	121	107	54	21	839	
	出 嫁	27	26	58	59	83	74	36	3	5	481	
計		52	63	123	130	193	195	143	57	26	1,320	

族は、6世から25世のあいだに、1,320件の通婚関係を数えている。元末明初から光緒年間に至る650年間の実績である。始祖から5世までの記録は欠いている。それで以上のケースを入嫁と出嫁とに分けると、入嫁が63%を占める。ほぼ3分の2弱ということになる。もっともこれは、事実をそのまま表わしているとは考えられない。一般に族譜の記載では、女子にかんするものは、簡略になってくる。それは、宗族集団が男系氏族であることに因るものといってよい。婚姻関係についていえば、入嫁者は族人と婚姻するけれども、出嫁者は婚姻によって一族から離れていく。もっとも宗法の建てまえからして、入嫁者も出嫁者も、自分1代かぎりは、実家の宗族の成員ではある。しかしその子どもは、婚嫁先の成員となる。だから同じく女子でも、宗族としては、入嫁者と出嫁者とで、そのウェイトがちがってくる。要するに出嫁者については、記載もれが生じ、それがうえのような歪みとなった、と想定されるわけである。

つぎにこれを世代別にながめると（別図参照）、まず入出嫁の合計では、モードは21世（14.6%）と22世（14.6%）あたりに認められ、前後にだいたい下降傾向をとる。けれども前では、18世（4.7%）と19世（9.3%）とのあいだ、また後では23世（10.8%）と24世（4.2%）とのあいだに、かなりの断層が認められる。なお、記載が相対的に正確と思われる入嫁者

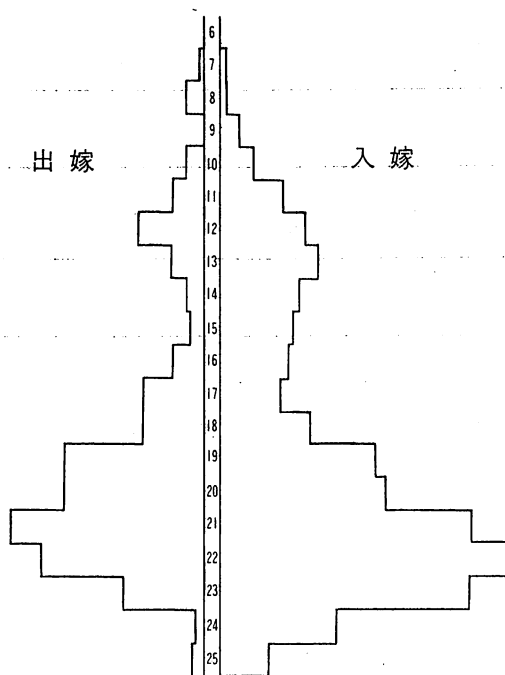


表 2 通 婚 地 点 (1)

人数	地点	人数	地点
1	283	12	4
2	64	13	1
3	27	14	1
4	23	15	4
5	15	16	2
6	11	18	1
7	5	19	1
8	3	25	1
9	6	26	1
10	4	86	1
11	3	計	461

表 3 通 婚 地 点 (2)

1 ~ 5	89.4
6 ~ 10	6.3
11 ~ 15	2.8
16 ~ 20	0.7
20 以上	0.7
計	100

だけをとると、ピークは22世 (14.4%) で、これに前後の21世 (13.1%) と23世 (12.7%) とが加わる。一族の消長は、表1および別図で、ほぼ推察されるが、ただ24世および25世の急降下については、説明を要する。というのは、この急減は、一族の衰退を意味するものではない。実は族譜編修の当時、これらの世代まで達した住民が少ないことをしめしている。「世代」は、ただちに「時代」ではない。多くの分支に分かれているとすれば、1時点において、すべての分支が同世代に達しているとはかぎらない。われわれの身近でも、オジとオイとが同年令、あるいは歳下のオジさえ見受けられる。6~700年の来歴をもつ周氏のばあい、光緒末年には、かなり幅の広い世代者がここで生活していたわけである。

ところで注目されるのは、入嫁者の実家および出嫁者の婚嫁先の所在地である。表2のように、これらの所在地は、461 地点に達する。1,320 の全ケースからすれば、1 地点当たりの入出嫁数は、2.9 人にすぎない。しかも1 地点1 人というのが283, すなわち全体の61.4% を占める。他も5 人以下という地点が多く、それで1~5 人の部類が89.4%, つまり全体の9 割に及ぼうとする (表3)。したがって、それ以上の入出嫁数を記録する地点は、数からすれば問題にならない。たとえば16人以上を数えるのは、表4のように、6 地点にとどまっている。ただ例外として、蒼原村の86件が注目されるだけである。なお瓊山県・定安県そして部分的には澄邁県に及ぶ地図を用意して、これらの地点の検出をこころみてみた。文山からは、およそ周囲10邦里におよぶ範囲である。けれども、この範囲で記入できた入出嫁件数は、31.2%, すなわち、3 分の1に満たない。なるほど86 件の蒼原村や18件の馬坡村などは、文山村に隣接している。また1 地点当たりの件数は低いにしても、周囲2~3 万里にある諸村には、ほとんど文山周氏との通婚が認められる。が、それにもかかわらず、たとえば陳村 (25件)・ト通 (26件) のような地点は、ついにこの地図からは見つけることができなかった。

表 4 通 婚 地 点 (3)

世 代 地 点	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
蒼 原	2	2	3 2		2 3	2 3	3 3	4	1	1
陳 村				1 1		1		1 1	2	2
ト 通	1						2	2		1
ト 這					1			2		1
馬 坡										1
潔 宅 坡									1	1
世 代 地 点	18	19	20	21	22	23	24	25	計	
蒼 原	3 4	2 4	3 3	5 6	6 5	9 9	4		51 35	86
陳 村	1	2 1		2 1	4 1	2			16 9	25
ト 通	1 1	1	1	2 3	5 1	5			19 7	26
ト 這	1 1	1	3 3	2	1	1	2		10 9	19
馬 坡		2	1 1	5 3	2 1	2			11 7	11
潔 宅 坡		1 2	1	3 2	1 1	1 1		1	10 6	16

上欄入嫁，下欄出嫁

族譜の記載と地図とが不正確なら，これは論外だといえる．前者については確証をえないけれども，地図は，帝国海軍が作戦・民政用に利用していたもので，これはほぼ信用してもよい．残る疑問は，元末明初から光緒に至る過程で，部落の消滅，あるいは地名の変更がしばしばなされたか，という点であろう．これについての反証も，きわめて不確かというほかはない．けれども近隣集落だけでなく，10邦里も離れた地点にも，通婚関係が認められるところからすれば，やはり婚域が，かなり広範囲に達していることは，事実としてよいであろう．

III

ところで、このような分析を試みたのは、ほかでもない。はじめに述べたように、日本農村の実例と照して、これがきわめて対照的だからである。一般に婚域については、わが国の農村は、むしろ狭小であった。時代を揃える意味で、明治期のそれを見ると、たとえば富山県氷見郡太田村では、明治31年から大正3年までの身分登記簿では、480組の縁組が見いだされた。このうち同村内の縁組は、入婚で54%、出婚で50%を記録している。また同県東礪波郡平村では、明治31年から大正5年までの実績をみると、自部落内45%、自村内他部落34%、その他21%ということになる*。また関東地方4,000件ほどの分析では、明治32年から大正2年のあいだに、自部落内13%、自部落を除く3里以内66%、3里～15里16%、それ以外5%が報告されている。部落内婚・村内婚の絶対優勢がしめされる**。

故鈴木栄太郎博士は、日本農村の通婚圏が拡散しないことの理由として、まず若者組の慣行、それに婚資の節約の点を示唆しておられる。すなわち若者組によって、部落内の未婚女子***の掌握がなされる。また具体的には寝宿のしきたりから、よばいや自由恋愛が結果される。したがって婚姻も部落内婚的な傾斜を強めるということになる。つぎに婚資とは、婚礼に莫大なる費用のかかることからして、なるべくこれを避けようとする。つまり近隣の知った者同士であるならば、話し合いによって、その切りつめが可能になる、というのである。おそらくそのほかのことも考えられるであろう。人間労働力→生産→貢納の政治体制からすれば、労働力の域外流出は、為政者にとっては、あきらかに減収となってあらわれる。阿波蜂須賀藩のように、部落外の通婚を禁止したのは例外としても、そうした動きのあったことは、想像に難くない****。

*小山 隆「村落に於ける婚姻と家計の調査」(年報社会学第1輯)

**瀬川清子「関東地方の鄙村に於ける婚域と夫妻の年令差について」(同第4輯)

***鈴木栄太郎「日本農村社会学原理」第8章

****「全国民事慣例類集」

それでは文山周氏のばあい、婚域が拡散しているように見えるその原因はなんだろうか。決定的なのは、同姓不婚の族制からして、同族部落では、村内の通婚はまったく不可能となってくる。もっとも海南島の一部では、制度の乱れも指摘されている。「海南島志」(民国22年刊)によると、「臨高(県)の俗は同姓も結婚し、子がなければ他人の子を嗣とし、且つ強制して人の家女を娶り、或は有夫の婦を強奪して妻とする者がある。是れ猶ほ古代掠奪婚姻の悪習から脱しないものである」と記している*。けれども族譜を徴するかぎり、同姓婚の例は検出できなかった。臨高県は、澄邁県の西に接し、文山とはかなり離れる。そして「瓊州府志」(道光刊・光緒補修)あたりでは、瓊山県の俗として「俗淳にして民樸で、士は専ら詩書を事とし、人は法度を守り、農桑を勤め、他に移り住む事を軽々しくしない」とある。また文山に接した定安県の民情としては、「民の性は利巧で、文章や談話を善くする。孰く礼教を尚び、商人は居ないが、よく勤儉農事に勤め、成績がよい」と記している**。

つぎに土地条件であるが、海南島は、だいたい台湾と匹敵する広さをしめる。中央に黎母山脈が東北から南西につらなり、南部の高原地帯と北部の平原地帯とが、かなりはっきり区別される。ただ平原地帯といっても、灌漑施設が不十分なため、水田と畑とがあい半ばといった状態である。しかし文山の位置する瓊山県にかんするかぎり、水田が93%を占めるといわれる。それで筆者の言いたいのは、文山が一面の平場農村のひとつだということ、したがって周囲におびただしい、農村集落が展開しているということである。日本のように、山や丘陵にさえぎられ、そのあいだに点在するような村ではない。つまりこのような地勢が通婚圏の広域化を生んだ、ということも考えられないわけでもない。

いうまでもなく、通婚圏は、通婚圏として独立することはありえない。

*陳銘枢(井出季和太訳)「海南島志」

**東亜研究所海南島地志抄—瓊州府志—

それは、他の社会圏と同じく、コミュニケーションの流れに沿った、ひとつの現象であるにすぎない。いいかえると政治・経済・文化等の交流と一体化している。とりわけ農民生活にとって、交易関係との結びつきが予想されてくる。華南が一般にそうであるように、海南島でも市集は、きわめて発達している。「海南島志」によると、瓊山市鎮は25ヵ所、これに海口市が別に加わる。また定安のそれは、22ヵ所を数えている。これらは、定住の商戸を持つものであるが、他に市日のみの「墟」も多く見うけられる。瓊山県の人口58,000、定安県のそれが33,000ということからすれば、1市鎮の平均顧客人口は、1,000～2,000の程度にすぎない（民国17年現在）。むろんこれらの市集も、盛衰をまぬがれない。県城市（瓊山市）は、「清代には商務繁盛であったが、漸次其の地位を海口に奪われ」たし、定安県の巡崖市も、「各地の車路が海口に開通して以来、日に衰微に赴いた」。けれども文山村民と関係の深い定陽市（定安県城）については、つぎのように記している。

定陽は北の建江を枕にし公路発達し、定安県城がある。商店百余軒、戸数三百余戸ある。商務未だ発達しないが、定安は一等市場と称すべく、二日に一小市、四日に一大市を開き、輸出品は米、生豚、雞、家鴨を多しとし、輸入品は食塩、石油を首とし、反物、木材等これに次ぎ、最近馬路を開築し、店舗を改建し、気性はこれがために一変した（「海南島志」）。

けれどもこうした地理的特性ないし商業的活動の様態は、通域の拡大にかんしては、いわば外的な要件にとどまるともいえる。そこでもう一度、制度的・社会的な点にたち返ることにしたい。筆者は、さきに同姓不婚の族制が、同族部落では、入嫁・出嫁の対象を村外に求めざるをえない、ということを述べた。それに間違いはない。が、これとは別に婚制特に媒妁人制度のことを考えてみたい。というのは、この発想は柳田国男先生のそれとも、大きく一致するからである。むろん先生のばあい、問題は日本の婚姻にとどまっている。まず先生によると、仲人という文字は、中世以前の

文献では、ほとんど見るができない。新しい時代の産物、特に武家階級のそれであった。では古い時代には、仲人は不要であったか。いかに生活が幼稚なころでも、男女がおたがいの意中を知ることは難しい。また直接の交渉には、おたがいに不安がともなう。やはり仲だちをする人というのは必要である。しかしそれは友だちでよかった。また若者組や娘組ができてくると、こうした年令集団が、その役割を受持つことになった。つまり仲人は、顔見知りの仲間であることが足りた。ところが近代になると、これとは別の媒酌人というのが登場してくる。村一流の顔役といった人たちである。またこうした媒酌人を頼まない婚礼は、概して軽べつされるようにもなった。ではなぜそうした媒酌人を要するようになったのか。先生によると、「遠方結婚」の進行がこのようなものを必要とするようになった。つまり通婚圏の拡大が、媒酌人制度を生み出した。とすれば、先生のいう「遠方結婚」は、どういう状況によって促がされたのか。私領の統合とか交通の発達なども考えられる。また家格の分化は、同家格のあいだの通婚を推進する。したがって近くに同格の家のないときは、いきおい「遠方結婚」の方向をとることにもなった。すなわち階級的な内婚の進行である。けれども最大の要因は、「人口の不均衡、殊に土地多く労力の足らぬ村が飛びとびで、剩った近隣からそれを補充しようといふ願望にあった。」とすれば、これは家族が「生活組織」から「労働組織」に移ったためともいえる。そしてこのような推移のために、同輩・熟知といった「生活」的仲人が、「権威」的・「形式」的な媒酌人に席をゆずることになる。とともに婚姻そのものが、「生活」的婚姻から「政略」的婚姻に変質する、ということにもなりそうである*。

「遠方結婚」が媒酌人制度を生んだ。論理的にはそうであるとしても、現実の過程としては、逆の因果関係も成立するであろう。とりわけ媒酌人がたんなる「座り仲人」でなく、実際に仲介の労を採るといったばあい

* 柳田国男「婚姻の話」

そうである。もし媒酌人が一般に家格も高く、権威的な地位にあるとすれば、かれらの社会的活動の領域も、当然広いことが予想されてくる。そしてこの人たちの取持つ縁組が、いきおい地域を広くすることも考えられないわけでもない。いずれにしても、通婚圏の広域化と媒酌人制度とのあいだには、ある程度の相関を認めてよいようである。

では海南島のばあいは、どうであろうか。同族部落とはいっても、階層分化はかなりあるらしい。けれども実態は、ついに把握できなかった。また媒酌人制度のことも、はっきりした聴取を欠いている。ただ同じく華南の同族村落である「鳳凰村」(Fenix Village)のモノグラフは、つぎのように伝えている。汕頭の近くの農村である。

子供は極めて若い頃、普通には七歳から十歳までの間に婚約させられる。婚約は常に仲立人または媒酌人の世話によって安全に済まされる。この人は親族であっても、また外部の人であってもよい。また素人でも本職でもよい。……さて一度媒酌人が交渉を進める権利を与えられると、婚約を考査する予備的方法において、意見の一致する二家族を見つけるまで、彼は辺りを訪れて廻る。

……やがて結び合うべき結婚相手は、婚約交渉の進行中は決してお互に見合うことなく、また彼ら自身の個人的同意は決し肝要ではないのである。普通に彼ら結婚の当日に初めて相見るのである。このように結婚相手の選択は、高度には因習化された基礎の上でなされる。

D・H・カルブ「南支那の村落生活」(喜多野清一・及川宏訳)

媒酌人の属性は、不定であるけれども、ここでは当事者の意志は完全に無視される。もともと礼法と家族主義のこの国では、若者組のような年令集団の成長する余地は、きわめて少ない。したがって相愛者の仲介をおこない、婚域を狭める役割は、仲間や友人にはなかったのである。ここでは *par excellence* に「制度的家族」あるいは “family of orientation” が理想像とされている。それはともかく、海南島でも、婚姻は、媒人による10才前後の婚約にはじまる。

「西部の崖・昌・感・儋・臨等の県では、女子は十歳前に媒を介して婚約をなすのであるが、男家は備さに酒肉月餅を具へ女家に送る。これを「討真命」と謂ふ。十五、六歳に至るに及んで男家は再び酒肉金銭を具へて女家に送る。これを「押命」と謂ふ。あるひは「出檳榔」と謂ふ。……東部諸地の婚嫁に至っては、男女両方は媒を介し婚約を進めた後「出檳榔」の礼を行なふことは西部と同じである（「海南島志」）。

はじめに述べたように、本稿の目的は、文山周氏の婚域が、日本のばあいとは対照的に、ひじょうに広い地域にわたることをしめすにあった。けれどもこのことも、資料に制約されて、十分に果たすことができなかった。またこれを補なうはずの文献も、早急な執筆のため、ほとんど参照を欠いている。たんなるメモ程度の記述に終わったわけである。なお本族譜の通婚資料は、筆者が分類しておいたが最終の整理には、筑紫女子短大の野口英子さんの手をわずらわせた。謝意を表する次第である。